

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）（抄）	1
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）（抄）	3
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）（抄）	4

改正案	現行
<p>（手当額の改定）</p> <p>第二条の二 平成三十年四月以降の月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）については、法第五条第一項中「四万千円」とあるのは、「<u>四万二千五百円</u>」と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。</p> <p>2 平成三十年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第一号中「<u>一万円</u>」とあるのは、「<u>一万四十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>3 平成三十年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第二号中「<u>六千円</u>」とあるのは、「<u>六千二十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（法第九条から第十条までの政令で定める額等）</p> <p>第二条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の基本額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円（同項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、一九〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につ</p>	<p>（手当額の改定）</p> <p>第二条の二 平成二十九年四月以降の月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）については、法第五条第一項中「四万千円」とあるのは、「<u>四万二千二百九十円</u>」と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。</p> <p>2 平成二十九年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第一号中「<u>一万円</u>」とあるのは、「<u>九千九百九十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>3 平成二十九年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第二号中「<u>六千円</u>」とあるのは、「<u>五千九百九十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（法第九条から第十条までの政令で定める額等）</p> <p>第二条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の基本額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円（同項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、一九〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につ</p>

き三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額）とする。次項及び第五項において同じ。）を控除して得た額に〇・〇一八七六三〇を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

4 第二項の第一加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇二八九六〇を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

5 第二項の第二加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇一七三四一を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

6
8 (略)

き三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額）とする。次項及び第五項において同じ。）を控除して得た額に〇・〇一八六七〇五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

4 第二項の第一加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇二八七八六を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

5 第二項の第二加算額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇一七二二五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

6
8 (略)

改正案	現行
<p>（特別児童扶養手当の額の改定）</p> <p>第五条の二 平成三十年四月以降の月分の特別児童扶養手当については、法第四条中「三万三千三百円」とあるのは「<u>三万四千四百三十円</u>」と、「五万円」とあるのは「<u>五万七千七百円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（障害児福祉手当の額の改定）</p> <p>第九条の二 平成三十年四月以降の月分の障害児福祉手当については、法第十八条中「一万四千七十円」とあるのは、「<u>一万四千六百五十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（特別障害者手当の額の改定）</p> <p>第十条の二 平成三十年四月以降の月分の特別障害者手当については、法第二十六条の三中「<u>二万六千五十円</u>」とあるのは、「<u>二万六千九百四十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p>	<p>（特別児童扶養手当の額の改定）</p> <p>第五条の二 平成二十九年四月以降の月分の特別児童扶養手当については、法第四条中「三万三千三百円」とあるのは「<u>三万四千二百七十円</u>」と、「五万円」とあるのは「<u>五万四千五百円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（障害児福祉手当の額の改定）</p> <p>第九条の二 平成二十九年四月以降の月分の障害児福祉手当については、法第十八条中「一万四千七十円」とあるのは、「<u>一万四千五百八十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（特別障害者手当の額の改定）</p> <p>第十条の二 平成二十九年四月以降の月分の特別障害者手当については、法第二十六条の三中「<u>二万六千五十円</u>」とあるのは、「<u>二万六千八百十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p>

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（福祉手当の支給に関する経過措置）</p> <p>第二条の二 平成三十年四月以降の月分の法律第三十四号附則第九十七條第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）については、同条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十八条中「一万四千七百七十円」とあるのは、「<u>一万四千六百五十円</u>」と読み替えて、法律第三十四号附則第九十七條第二項において準用する法第十八条の規定（附則第五条第二項第一号において引用する場合を含む。）を適用する。</p>	<p>附則</p> <p>（福祉手当の支給に関する経過措置）</p> <p>第二条の二 平成二十九年四月以降の月分の法律第三十四号附則第九十七條第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）については、同条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十八条中「<u>一万四千七百七十円</u>」とあるのは、「<u>一万四千五百八十円</u>」と読み替えて、法律第三十四号附則第九十七條第二項において準用する法第十八条の規定（附則第五条第二項第一号において引用する場合を含む。）を適用する。</p>